

農業及び農村の動向並びに振興に  
関して講じた施策に関する報告

(令和6年度分)

福 島 市

## はじめに

本市では、今後の農業・農村振興に向けた行政の役割と目指すべき方向を明らかにするとともに、農業・農村の一層の振興を図るため、令和3年6月に令和7年度を目標とする「福島市農業・農村振興計画」（以下、本書においては「振興計画」という。）を策定しました。

本市の農業は、農業者の高齢化や担い手不足、気候変動等の課題に加え、原発事故に起因する風評が今なお影響を及ぼすなど大変厳しい状況にあります。農業経営の安定化や担い手の確保から定着までの総合的な支援、風評払拭イベントの開催など、本市農業の振興・発展に向けた取り組みが広がっています。

計画の実現にあたっては、国、県や農業関係機関、福島大学食農学類等との一層の連携を推進するとともに、施策の基本方針に基づき効果的に事業を実施することにより、本市農業の目指す姿「魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業」の確立に努めてまいりました。

本書は、福島市農業・農村振興条例第22条に基づき、令和6年度における農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策について報告するものです。

## 目次

### I 振興計画における目標値と達成率 ～報告の概要～

1 担い手の育成と多様な人材の活躍の促進に向けた達成率	1
2 農業経営の強化に向けた達成率	1
3 農村環境の保全と活用に向けた達成率	2
4 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大の推進 に向けた達成率	3

### II 農業の現状

1 農業産出額	4
2 農業経営体数	4
3 基幹的農業従事者数	5
4 農家数	6
5 担い手	6
6 耕地面積	7
7 農用地の利用集積	7
8 遊休農地	7
9 有害鳥獣	7
10 農業生産基盤	8

### III 農業及び農村の振興に関して講じた施策

#### 第1節 担い手の育成と多様な人材の活躍の促進に関して講じた施策

1 担い手の確保・育成	
(1) 農業の中心となる担い手の育成	9
(2) 農業後継者や新規就農者の確保と定着	11
(3) 集落営農や農地所有適格法人等の育成・支援	13
(4) 農業経営に係る学習機会の創出及び質の向上	13
(5) 営農指導体制の充実	13

(6) 農業関係団体への支援	14
(7) 農業者との意見交換会の実施	14
2 多様な人材の活躍促進	
(1) 女性の農業経営参画の促進	14
(2) 農福連携の推進	14
(3) 移住・定住者の就農促進	14
(4) 異業種の農業参入促進	14
第2節 農業経営の強化に関して講じた施策	
1 生産性、収益性の向上	
(1) 農用地集積・集約の促進と優良農地の確保	15
(2) 農業生産基盤の整備	16
(3) 農業施設・設備の整備	16
(4) 各種作物の生産促進	17
米	17
大豆・麦・そば	17
野菜	18
果樹	19
花き・花木	19
畜産	19
飼料作物	20
(5) ICT等を活用した農業の推進	20
(6) 農林業振興基金の活用	21
2 農業経営の安定化	
(1) 経営安定対策等の活用促進	21
(2) 農業保険への加入促進	22
(3) 農産物のブランド化の推進	22
3 6次産業化の推進	
(1) 地域の特性を活かした新たな製品の研究開発の 支援	23
(2) 農産物加工施設の活用	23

第3節 農村環境の保全・活用に関して講じた施策	
1 農村環境の保全	
(1) 農村・里山の有する多面的機能の維持・発揮	24
(2) 耕作放棄地の発生防止と再生	25
(3) 有害鳥獣被害対策の実施	26
(4) 農業水利施設の長寿命化対策	27
(5) ため池の防災減災対策の推進	28
2 農村環境の活用	
(1) 中山間地域の振興	28
(2) 農村交流促進	28
(3) 農業と観光の連携	28
(4) 農村の新たな価値の創出と活性化	29
第4節 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大の推進に関して 講じた施策	
1 農産物の安全性の確保と品質保持	
(1) 病害虫の防除等による農産物の品質保持	30
(2) 農産物に関する情報提供	30
(3) GAP認証取得等の促進	31
(4) 放射性物質検査等の放射線対策	31
2 気候変動への対応	
(1) 環境保全型農業の推進	32
(2) 気候変動に対応した栽培管理技術等の導入	32
(3) 気候変動に対応した農業施設・設備の整備	32
3 消費拡大の推進	
(1) トップセールス等による農産物PRの推進	33
(2) 多様な販路確保・拡大	33
(3) 地元農産物への愛着を育む食育の推進	34
(4) 風評払拭に向けた取組み	35

【参考資料】

福島市農業・農村振興条例	38
--------------	----

凡 例

- 1 本計画における数値は、原則として表示単位未満の数値はすべて四捨五入しており、内訳の数値を積み上げて計と一致しない場合があります。
- 2 農林業センサスの数値は、各年2月1日現在です。
- 3 耕地面積調査の数値は、各年7月15日現在です。  
また、下表の四捨五入基準によって表示しているため、計と内訳が一致しない場合があります。

原 数	4桁以上 〔1,000〕	3桁以下 〔100〕
四捨五入する桁	下1桁	四捨五入しない
〔例〕 原 数 表示数値	1,234 1,230	123 123

- 4 令和6年度より、達成率の算出方法を下記の通り統一して記載しております。

$$\text{達成率} = \frac{\text{「令和6年度（実績）」} - \text{「令和2年度（基準年度）」}}{\text{「令和7年度（目標年度）」} - \text{「令和2年度（基準年度）」}} \times 100$$

※算出された達成率は 0.0%~100.0%で標記しています。

福島市農業・農村振興計画 体系図

【目指す姿】

魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業が営まれています。

【主要課題】

【基本方針】

【施策・事業】

担い手確保・育成

1 担い手育成と多様な人材の活躍を促進する

次世代に向け農業の持続的発展を図るため、意欲ある担い手の育成・確保や多様な人材の活躍を促進します。

(1) 担い手の確保・育成

- ① 農業の中心となる担い手の育成
- ② 農業後継者や新規就農者の確保と定着
- ③ 集落営農や農地所有適格法人等の育成・支援
- ④ 農業経営に係る学習機会の創出及び質の向上

- ⑤ 営農指導体制の充実
- ⑥ 農業関係団体への支援
- ⑦ 総合的な農業支援体制の確立
- ⑧ 農業者との意見交換会の実施

(2) 多様な人材の活躍促進

- ① 女性の農業経営参画の促進
- ② 農福連携の推進

- ③ 移住・定住者の就業促進
- ④ 異業種の農業参入促進

農業経営の強化

2 農業経営を強化する

農用地集積・集約による規模拡大、スマート農業の推進による省力化など生産性、収益性の高い農業の実現と、農業経営の安定化、6次産業化の推進により経営強化に努めます。

(1) 生産性、収益性の向上

- ① 農用地集積・集約の促進と優良農地の確保
- ② 農業生産基盤の整備
- ③ 農業施設・設備の整備

- ④ 各種作物の生産促進
- ⑤ ICT等を活用した農業の推進

(2) 農業経営の安定化

- ① 経営安定対策等の活用促進
- ② 農業保険への加入促進

- ③ 農産物のブランド化の推進

(3) 6次産業化の推進

- ① 地域の特性を活かした新たな製品の研究開発の支援
- ② 農産物加工施設の活用

農村環境の保全と活用

3 農村環境を保全し活用する

農業資源の適切な維持管理と有害鳥獣対策など農村環境の保全により多面的機能を維持・発揮させるとともに、農村環境の活用を図ります。

(1) 農村環境の保全

- ① 農村・里山の有する多面的機能の維持・発揮
- ② 耕作放棄地の発生防止と再生
- ③ 有害鳥獣被害対策の実施

- ④ 農業水利施設の長寿命化対策
- ⑤ ため池の防災減災対策の推進

(2) 農村環境の活用

- ① 中山間地域の振興
- ② 農村交流促進

- ③ 農業と観光の連携
- ④ 農村の新たな価値の創出と活性化

農産物の安全性確保・品質向上と消費拡大推進

4 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大を推進する

生産技術の向上のほか、病害虫防除や気候変動への対応、GAP認証等の促進などにより、農産物の安全性確保と品質保持に努めるとともに、PR事業などによる販売力の強化、農産物の販売方法の多角化や地産地消の推進などにより消費拡大を図ります。

(1) 農産物の安全性の確保と品質保持

- ① 病害虫の防除等による農産物の品質保持
- ② 農産物に関する情報提供

- ③ GAP認証取得等の促進
- ④ 放射性物質検査等の放射線対策

(2) 気候変動への対応

- ① 環境保全型農業の推進
- ② 気候変動に対応した栽培管理技術等の導入

- ③ 気候変動に対応した農業施設・設備の整備

(3) 消費拡大の推進

- ① トップセールス等による農産物PRの推進
- ② 多様な販路確保・拡大

- ③ 地元農産物への愛着を育む食育の推進
- ④ 風評払拭に向けた取組み

5 農業振興のための連携を推進する

- ① 農業委員会・農業協同組合等の農業関係機関との連携強化
- ② 異業種間の交流促進、連携による新しい価値の創造
- ③ 福島大学食農学類等との連携協力



新しい生活様式への対応の視点を持って、各種施策を展開

## I 振興計画における目標値と達成率 ～報告の概要～

## 1 担い手の育成と多様な人材の活躍の促進に向けた達成率

(単位：人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
認定農業者数	517	472	560	0.0%

(単位：人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
新規就農者数	(注1) 145	(注2) 184	(注3) 200	70.9%

(注1) 平成28～令和2年度まで5年間の累計

(注2) 令和3～6年度の累計

(注3) 令和3～7年度まで5年間の累計

(単位：法人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農地所有適格 法人数	38	37	45	0.0%

(単位：件)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
家族経営協定数	90	94	120	13.3%

## 2 農業経営の強化に向けた達成率

(単位：ha)

指 標	令和元年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農用地の 利用集積面積	1,066	1,409	1,366	100.0%

・農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画に基づく集積

(単位：ha)

指 標	令和2年 (基準年)	令和6年 (実績)	令和7年 (目標年)	達成率
耕地面積	6,790	6,540	6,600	100.0%
田	2,730	2,570	2,600	100.0%
畑	4,060	3,970	4,000	100.0%

・資料 農林水産省「耕地面積調査」

(単位：人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農業保険(注1) 加入者数	659	666	900	2.9%

(注1) 収入保険及び果樹共済

(単位：個)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
市産農畜産物を使用した 新規6次化商品数	(注1) 29	(注2) 68	(注3) 75	84.8%

・各年度3月31日現在

(注1) 平成30～令和2年度の累計

(注2) 令和3～6年度の累計

(注3) 令和3～7年度の累計

## 3 農村環境の保全と活用に向けた達成率

(単位：ha)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
多面的機能支払 交付金対象面積	2,363	2,323	2,400	0.0%
中山間地域等 直接支払交付金 対象面積	579	629	600	100.0%

(単位：ha)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
遊休農地面積	561	354	540	100.0%

(単位：千円)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農作物被害額	26,505	23,956	22,997	72.7%

- ・各年度3月31日現在
- ・対象鳥獣はニホンザル、イノシシ、カラス

(単位：m)

指 標	令和2年度 (基準年)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年)	達成率
侵入防止柵 設置距離	(注1) 388,202	(注2) 59,067	(注3) 450,000	0.0%

- (注1) 平成28～令和2年度の累計
- (注2) 令和3～6年度の累計
- (注3) 令和3～7年度の累計

## 4 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大の推進に向けた達成率

(単位：a)

指 標	令和元年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
環境保全型農業 直接支払交付金 対象面積	4,672	3,241	5,500	0.0%

- ・各年度3月31日現在

(単位：%)

指 標	令和元年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
学校給食自給率	42.0	41.6	50.0	0.0%

- ・各年度3月31日現在

## II 農業の現状

## 1 農業産出額

令和5年の農業産出額は、195億8千万円となっており、区分別にみると、果実の割合が高く約6割を占めており、品目としてはモモ、日本ナシ、リンゴを主体とした多種類の果実が生産され、モモは全国2位、日本ナシは1位、リンゴは20位となっています。

(単位：1,000万円)

区 分	平成30年	令和4年	令和5年	
			金額	構成比 (%)
農業算出額	1,741	1,863	1,958	-
果実	1,019	1,162	1,211	61.8%
野菜	216	171	180	9.2%
米	204	147	159	8.1%
畜産	172	198	219	11.2%
花き	101	154	155	7.9%
その他	29	31	34	1.7%

- ・農林水産省推計(令和5年分を令和7年3月公表)

## 2 農業経営体数

農業経営体数は、令和2年2月1日現在で3,236経営体となっており、そのうち個人経営体は、3,183経営体で98.4%、団体経営体は、53経営体で1.6%となっています。

(単位：経営体)

区 分	平成27年	令和2年	前回比
農業経営体数	4,007	3,236	△19.2%
個人経営体 (構成比)	3,938 (98.3%)	3,183 (98.4%)	△19.2%
団体経営体 (構成比)	69 (1.7%)	53 (1.6%)	△23.2%
うち 法人経営体	65	52	-

- ・農林業センサス

農業経営体の推移



農業経営体を経営耕地面積規模別で見ると、0.5～1.0haが1,030経営体（31.8%）と最も多く、次いで0.3～0.5haが610経営体（18.9%）であり、1ha未満が1,857経営体（57.4%）と半数以上を占めています。

経営耕地面積規模別経営体数 (単位：経営体、%)

区分	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0ha以上	計
平成27年	137	741	1,390	729	423	359	148	53	20	7	4,007
令和2年	217	610	1,030	588	299	274	126	58	21	13	3,236

・農林業センサス  
 ・「0.3ha未満」には、「経営耕地なし」の経営体を含む

### 3 基幹的農業従事者数

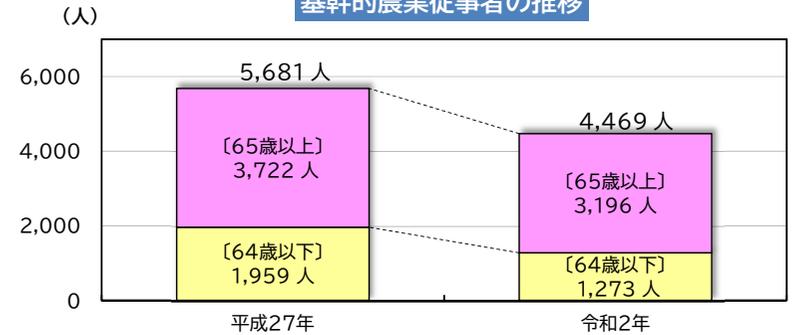
基幹的農業従事者数は、令和2年は4,469人となっており、このうち、65歳以上は3,196人で、その割合は71.5%となっています。

(単位：人)

区分	平成27年	令和2年	前回比
基幹的農業従事者数	5,681	4,469	△21.3%
うち65歳以上	3,722	3,196	△14.1%
比率	65.5%	71.5%	6.0ポイント増

・農林業センサス（平成27年は販売農家ベース、令和2年は個人経営体ベースで集計）

基幹的農業従事者の推移



### 4 農家数

農家数は、令和2年は4,976戸となっており、そのうち販売農家は3,094戸で62.2%、自給的農家は、1,882戸で37.8%となっています。

(単位：戸)

区分	平成27年	令和2年	前回比
農家数	5,960	4,976	△16.5%
販売農家	3,913	3,094	△20.9%
自給的農家	2,047	1,882	△8.1%

・農林業センサス

### 5 担い手

本市農業の中心的な担い手である認定農業者は、令和7年3月31日現在で、472人となっています。

また、新規学卒者やUターン就農者などの新規就農者は、令和6年5月現在で、69人となっています。

(単位：人)

区分	令和5年度	令和6年度
認定農業者数	493	472
新規就農者数	46	69

## 6 耕地面積

耕地面積は、基準日が各年7月15日で、令和6年は6,540haとなっています。

(単位：ha)

区 分	令和5年	令和6年
耕地面積	6,590	6,540
田	2,590	2,570
畑	3,990	3,970
市域面積に占める割合	8.6%	8.5%

・農林水産省「耕地面積調査」

## 7 農用地の利用集積

農用地の利用集積面積は、令和7年3月31日現在で、1,409haとなっています。

(単位：ha)

区 分	令和5年度	令和6年度
農用地の利用集積面積	1,346	1,409

・農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画に基づく集積

## 8 遊休農地

遊休農地面積は、令和7年3月31日現在で、354haとなっています。

(単位：ha)

区 分	令和5年度	令和6年度
遊休農地面積	335	354

## 9 有害鳥獣

有害鳥獣による農作物被害は、令和7年3月31日現在で農作物被害額が23,956千円、農作物被害面積が85.4haとなっています。

(単位：千円、ha)

区 分	令和5年度	令和6年度
農作物被害額	28,320	23,956
農作物被害面積	148.0	85.4

・各年度3月31日現在  
 ・対象鳥獣はニホンザル、イノシシ、カラス

## 10 農業生産基盤

整備済面積は、令和7年3月31日現在で、田が2,003ha、畑が1,233haとなっています。

## (1) 農道

(単位：路線、m)

区 分	令和5年度	令和6年度
路線数	1,025	1,033
実延長	265,666.6	266,645.1
うち舗装済	50,126.1	50,230.6
舗装率	18.9%	18.8%
うち砂利道（改良済含）	215,540.5	216,414.5

## (2) ほ場整備

(単位：ha)

区 分	令和5年度	令和6年度
田		
耕地面積	2,590	2,570
うち整備済	2,003	2,003
整備率	77.3%	77.9%
畑		
耕地面積	3,990	3,970
うち整備済	1,233	1,233
整備率	30.9%	31.1%
計		
耕地面積	6,590	6,540
うち整備済	3,236	3,236
整備率	49.1%	49.5%

・各耕地面積は、農林水産省「耕地面積調査」

## (3) 堰

(単位：箇所)

管理区分	令和5年度	令和6年度
福島市	48	45
土地改良区、水利組合等	93	93

## (4) ため池

(単位：箇所)

区 分	令和5年度	令和6年度
ため池数	99	99
うち整備済	39	39
整備率	39.4%	39.4%

## Ⅲ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

### 第1節 担い手の育成と多様な人材の活躍の促進に関して講じた施策

#### 1 担い手の確保・育成

##### (1) 農業の中心となる担い手の育成

本市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、認定農業者の認定要件となる目標を個別経営体1戸当たりの年間農業所得が510万円以上または、農家の主たる従事者1人当たりの年間農業所得が440万円以上と定め、認定農業者の育成を図りました。

さらに、福島市地域農業再生協議会による担い手の育成事業への支援や関係機関・団体と連携し担い手の育成・確保に向けた各種施策を実施しました。

※令和3年2月より認定要件を変更しました。

(単位：人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
認定農業者数	517	472	560	0.0%

#### 〔実施事業〕

##### ▶ 農業経営基盤強化促進対策事業

認定農業者の組織化や農業経営改善セミナーを開催するなど優れた農業経営を確立するための啓発活動を行う福島市認定農業者会に対し、補助金を交付しました。

◇交付額 145,000円

##### ▶ 農業経営安定化支援事業

市内農業者の経営安定を図るため、収入保険の保険料及び果樹共済の掛金の一部を助成しました。

[収入保険] ◇交付件数 365件 ◇交付額 3,196,855円

[果樹共済] ◇交付件数 263件 ◇交付額 719,741円

##### ▶ 収入保険加入促進特別対策事業

経営リスク軽減に向けて収入保険への一層の加入促進を図るため、収入保険に新規で加入する市内農業者等に限り、収入保険の保険料の2分の1を助成しました。

◇交付件数 38件 ◇交付額 1,356,169円

##### ▶ 第三者認証GAP取得等促進事業

JGAP認証の更新を目指す生産者を対象に、JGAP指導員の資格を取得した職員による現地指導会を実施し、JGAP認証の基準に沿った栽培管理が継続されているかを確認するとともに、GAPに関する最新情報の提供を通じて、生産者の理解度向上を図りました。

また、市民団体向けにふくしま市政出前講座を開催し、消費者に対しGAPの取組の認知度向上を図りました。



GAP指導会の様子



ふくしま市政出前講座の様子

##### ▶ 地域計画（人・農地プラン）

地域の話し合いを支援し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定しました。

##### ◇策定地区 36地区

渡利地区、立子山地区、岡部・岡島・向鎌田・本内の一部地区、山口地区、大波地区、鎌田地区、瀬上地区、余目地区、矢野目地区、笹谷地区、大笹生地区、清水地区、杉妻・蓬萊地区、吉井田地区、佐倉下地区、上名倉地区、佐原地区、荒井・土湯地区、飯坂町地区、平野地区、中野地区、湯野地区、東湯野地区、茂庭地区、松川町地区、金谷川地区、水原地区、下川崎地区、飯野地区、大森地区、鳥川地区、平田地区、野田地区、庭坂地区、庭塚地区、水保地区

##### ▶ 農業経営基盤強化資金利子補給事業

資金利用計画の認定を受けた認定農業者への日本政策金融公庫等による農業経営基盤強化資金融資に対し、利子を補給しました。

◇補給件数 2件 ◇補給額 105,250円

##### ▶ 農業行政情報等発信事業

農業行政に関する補助事業や講演会などの情報について、広報誌やSNSでの情報発信に加え、本事業に登録した認定農業者へ電子メールを活用した迅速で効率的な情報提供を行いました。

◇登録者数 164人 ◇メール回数 7回

➤ 農業者年金の加入推進

農業者のための公的年金である農業者年金の加入を推進しました。  
通常加入に加え、若い方へは保険料の国庫補助を受けることができる政策支援加入（39歳までに加入、農業所得が900万円以下、認定農業者で青色申告者などの要件あり）も併せて推進しました。

- ◇新規加入者数 10人（うち政策支援加入者数 1人）  
《令和7年3月末現在被保険者数 117人》
- ◇新規受給者数 13人  
《令和7年3月末現在総受給者数 610人》

(2) 農業後継者や新規就農者の確保と定着

本市農業の持続的発展を図るため、国の新規就農者育成総合対策事業や本市独自の就農支援事業などにより、担い手の確保・育成に努めました。  
加えて、関係機関や団体と連携し、新規就農者に対する現地圃場での技術指導や経営相談などのフォローアップを行うなど、就農定着への支援にも取り組みました。

(単位：人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
新規就農者数	(注1) 145	(注2) 184	(注3) 200	70.9%

- (注1) 平成28～令和2年度まで5年間の累計
- (注2) 令和3～6年度の累計
- (注3) 令和3～7年度まで5年間の累計

[実施事業]

➤ 新規就農者育成総合対策事業

青年の就農意欲の喚起と就農定着、地域農業の活性化を図るため、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有している原則50歳未満の独立・自営就農者等に対して資金の交付及び初期費用の助成を行いました。

- 農業次世代人材投資事業
  - ◇交付件数 4件 ◇交付額 5,456,594円
- 経営開始資金（経営開始支援資金）
  - ◇交付件数 35件 ◇交付額 54,375,000円
- 経営発展支援事業（初期投資促進事業）
  - ◇交付件数 6件 ◇交付額 19,800,000円
- 推進事業費 524,925円

➤ あぐりっしゅサポート事業

兼業農家や親元就農者など、多様な形態の新規就農者へ支援を行い、円滑な経営継承と就農定着を促進するため、就農時初期費用の助成等を行いました。

- 農業体験事業 2件

○農業経営開始支援事業

◇交付件数 21件 ◇交付額 8,000,000円

○農地流動化支援金

◇交付件数 17件 ◇交付額 260,356円

○農業メンター事業 6件

➤ 農業後継者活動事業

福島市農業後継者連絡協議会に対し、青年農業者のネットワーク構築や農業技術の研さんのための活動を支援するため補助金を交付しました。

◇交 付 額 578,000円

➤ 新規就農者激励会

◇激励者数 69人

➤ 週末ファーマー体験講座

新たに農業を始めたい方のために、5月～12月の毎週土曜日に農産物の生産から販売までの知識や技術を習得するための体験講座を、(株)新ふくしまファームにて、実施しました。

◇開講数 33回  
◇受講者数 8人



週末ファーマー体験講座の様子

➤ 「わいわい市民農園」栽培講習会

わいわい市民農園使用者及びその家族を対象として、農作業の基礎に対する理解を深めてもらうため、4月～6月の第2土曜日に栽培講習会を開催しました。

◇実施回数 3回 ◇参加者数 延べ63人



栽培講習会の講義の様子



市民農園での現地指導の様子

▶ 果物の魅力あふれる農都ふくしまプロジェクト

学生に対する福島市の農業・食産業の理解促進と、地元産業への人材定着を促し、本市農業に資することを目的に、フィールド実習を重視した実践型の教育プログラム（令和元年度から6カ年）の実施を福島大学食農学類に委託しました。

◇令和6年度委託額 1,999,800円

◇実施内容

- ・摘果果実の有効利用方法の検証、摘果モモに含まれる機能的成分の分析
- ・摘果モモの粉末を用いた加工品の試作・アンケート調査
- ・モモ農家で廃棄処分される果実袋の活用の検討



モモ農家へのヒアリング

(3) 集落営農や農地所有適格法人等の育成・支援

経営形態の法人化や組織化による具体的なメリット等について、効率的かつ安定的な集落営農または法人経営を目指す農業者や農業者グループへ、地域での話し合いの場において周知を図りました。

(単位：法人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農地所有適格 法人数	38	37	45	0.0%

(4) 農業経営に係る学習機会の創出及び質の向上

動画を活用したGAPなどの各種認証、資格取得をサポートする学習環境の提供に努めました。

〔実施事業〕

- ▶ 第三者認証GAP取得等促進事業 (P.10 参照)

(5) 営農指導体制の充実

意欲ある担い手が各種農畜産物生産に関する専門技術を習得し持続的に農業に取り組んでいける環境を作るために、農業協同組合の営農指導員を通じた技術指導等の充実に向けて支援を行いました。

〔実施事業〕

- ▶ 農業協同組合営農指導推進事業

営農指導の強化、拡充を図るため、JAふくしま未来に対し、補助金を交付しました。

◇交 付 額 3,375,000円

(6) 農業関係団体への支援

食料の安定供給や農業及び農村の発展を図るため、農業協同組合などの組織体制の強化を支援しました。また、担い手の育成・確保や営農・経営の指導、農地流動化の促進などの取組の充実に向けて支援を行いました。

〔実施事業〕

- ▶ 農振会活動強化事業

農業集落を維持するため、集落単位の農家組織の交流や振興に取り組む農振会の活動に対し補助金を交付しました。

◇交付件数 474件 ◇交付額 2,092,500円

(7) 農業者との意見交換会の実施

各区域の担い手である認定農業者等と意見交換会を実施し、区域ごとのテーマに沿った話し合いを実施するとともに、地域計画策定に係る協議の場において認定農業者等と意見交換を行いました。

2 多様な人材の活躍促進

(1) 女性の農業経営参画の促進

女性農業者が積極的に農業経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進するとともに、農業経営や生産技術に関する知識、技術の習得に関する活動を支援しました。

(単位：件)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
家族経営協定数	90	94	120	13.3%

(2) 農福連携の推進

農福連携を希望する農業者や障害福祉サービス事業所に対し、関係機関と連携を図りながら、マッチングに繋がるよう支援を行いました。

(3) 移住・定住者の就農促進

市外在住の就農希望者へ迅速に対応するため、Zoomによるオンライン相談に対応し、移住・定住の促進に向け、定住交流課と連携した情報発信と相談体制の強化を行いました。

また、就農相談フェアに出展し、広域からの来場者に対する就農相談とPRを実施しました。

(4) 異業種の農業参入促進

農業への参入を希望する企業等に対し、農業参入に係る支援制度等の情報提供や総合的な相談対応などの支援を行いました。

**第2節 農業経営の強化に関して講じた施策**

**1 生産性、収益性の向上**

(1) 農用地集積・集約の促進と優良農地の確保

経営規模の拡大を図るため、農用地の流動化を促進し、認定農業者をはじめとする担い手への利用集積を促進しました。

(単位：ha)

指 標	令和元年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農用地の 利用集積面積	1,066	1,409	1,366	100.0%

・農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画に基づく集積

関係法令などに従い、農業振興地域内の農用地区域における優良農地の適正な管理運用に努めました。

(単位：ha)

指 標	令和2年 (基準年) ①	令和6年 (実績) ②	令和7年 (目標年) ③	達成率 (②-①)/(③-①)
耕地面積	6,790	6,540	6,600	100.0%
田	2,730	2,570	2,600	100.0%
畑	4,060	3,970	4,000	100.0%

・資料 農林水産省「耕地面積調査」

[実施事業]

➤ 農地中間管理事業

担い手の農業経営の安定化を図り、生産コストを削減していくため、農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を支援しました。

- ◇筆数、面積 460筆、70ha
- ◇貸付件数(機構→借受者) 124件
- ◇借入件数(貸付者→機構) 106件

➤ 農地流動化支援事業

※P.12再掲

農地の流動化を積極的かつ計画的に進める農業者に対して、農地を新規で貸借又は所有し経営規模の拡大を図った場合に支援金を交付しました。

- ◇新規就農支援 交付件数 17件、交付額 260,356円
- ◇交付流動化面積 8.5ha

➤ 農地等利用最適化推進事業

農業委員、農地利用最適化推進委員などと連携して地域での農地の出し手、受け手を結び付けるための効率的な集積活動を行いました。

- ◇利用権設定等面積 42.6ha

➤ 人・農地プラン事業 (P.10参照)

(2) 農業生産基盤の整備

農業の生産性を高め農業経営の安定を図るため、農道やかんがい排水路(用排水路)の整備など、農業の持続的発展を支える基盤の整備を推進しました。

[実施事業]

➤ 市単事業

農業用施設の整備を実施しました。

◇施設改修市単事業

- 水路工 松川町関谷柴平地区ほか26地区
- 道路工 松川町下川崎鍛冶屋山地区ほか3地区
- ため池 平石山ノ神地区ほか2地区

(3) 農業施設・設備の整備

産地として農産物の品質向上や生産量の拡大を図り、生産性・収益性を向上させることで農業経営の強化につながるよう、農業施設や設備の整備を支援しました。

[実施事業]

➤ 雨よけハウス等導入支援事業

裂果防止や病虫害防除等に効果のある雨よけハウスや、生産性向上が期待される栽培施設の設置に対し補助金を交付しました。

- ◇交付件数 3件 ◇交付額 3,000,000円

➤ 農地渇水・高温対策支援事業

気象に影響されることなく、収量・品質を確保できる生産体制を整備するため、渇水・高温対策に必要な設備等の導入に対し補助金を交付しました。

- ◇交付件数 5件 ◇交付額 1,906,000円

➤ 担い手確保・経営強化支援事業

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入に対し補助金を交付しました。

- ◇交付件数 1件 ◇交付額 7,990,000円

▶ 産地生産基盤パワーアップ事業

地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を支援するため、高性能な機械・施設の導入に対し補助金を交付しました。

◇交付件数 1件 ◇交付額 78,671,000円

(4) 各種作物の生産促進

**米**

減農薬米などの特色ある米の生産の普及を図りました。さらに各関係団体と協力し、経営所得安定対策等の推進を図り、農家の所得安定に努めました。

[実施事業]

▶ 経営所得安定対策等事業

新規需要米等を自家利用及び販売目的で生産した農家に対し、交付金を交付しました。

【戦略作物助成】

◇交付件数 135件  
 ◇交付額 199,869,875円(国直接支払)  
 ◇対象面積 275.52ha

【産地交付金】

◇交付件数 92件  
 ◇交付額 22,931,850円(国直接支払)  
 ◇対象面積 240.33ha

▶ 放射性物質吸収抑制対策事業(カリ散布)(P.32参照)

▶ 環境保全型農業直接支払交付金事業(P.25参照)

**大豆・麦・そば**

経営所得安定対策等への加入促進を図り、農家の経営安定に努めました。

[実施事業]

▶ 経営所得安定対策等事業

農家の所得安定と安定生産のため、販売目的で転作した農家に対し交付金を交付しました。

◇大豆：【戦略的作物助成】

交付件数 7件  
 交付額 3,916,500円(国直接支払)  
 対象面積 11.19ha

【産地交付金】

交付件数 7件  
 交付額 1,331,000円(国直接支払)

対象面積 11.19ha

◇麦：【戦略的作物助成】

交付件数 2件  
 交付額 287,000円(国直接支払)  
 対象面積 0.82ha

【産地交付金】

交付件数 2件  
 交付額 82,000円(国直接支払)  
 対象面積 0.82ha

◇そば：【産地交付金】

交付件数 1件  
 交付額 1,576,000円(国直接支払)  
 対象面積 7.88ha

▶ 作付転換拡大支援事業

水田において対象作物(麦、大豆、そば)の作付けを1ha以上拡大する農業者に対し、交付金を交付しました。

◇大豆：交付件数 2件

交付額 172,500円(国直接支払)  
 対象面積 3.45ha

◇そば：交付件数 1件

交付額 394,000円(国直接支払)  
 対象面積 7.88ha

▶ 放射性物質吸収抑制対策事業(カリ散布)(P.32参照)

**野菜**

野菜の生産拡大と生産者の所得安定を図るため、交付金の交付及び価格補償制度の準備に努めました。

[実施事業]

▶ 経営所得安定対策等事業

農家の所得安定のため、販売目的で転作した農家に対し交付金を交付しました。

◇交付件数 3件 ◇交付額 16,000円(国直接支払)  
 ◇対象面積 0.4ha

▶ 青果物価格補償事業(P.21参照)

**果樹**

品質向上と安定生産に向け、優良品種導入による品種構成の改善や施設栽培の拡大・施設の整備などを促進しました。

〔実施事業〕

- リンゴ消費拡大事業  
道の駅ふくしまにて消費者向け試食会を実施したほか、先進地事例等調査を行い、リンゴの消費拡大を図りました。
- 「サクランボの里づくり」推進事業  
サクランボの生産基盤の拡大と拡充を図ることにより、主要果樹として一層の産地化を推進するとともに、「ふくしまのサクランボ」、「くだもの宝石箱ふくしま市」のイメージアップを図りました。
- モモせん孔細菌病防除事業（P.30 参照）
- 雨よけハウス等導入支援事業（P.16 参照）
- 青果物価格補償事業（P.21 参照）
- 放射性物質吸収抑制対策事業（改植）（P.32 参照）

**花き・花木**

花きの生産拡大と水稻農家の所得安定を図るため、花きの水田への作付けに対し交付金を交付しました。

〔実施事業〕

- 経営所得安定対策等事業  
農家の所得安定のため、販売目的で転作した農家に対し交付金を交付しました。  
◇交付件数 8件 ◇交付額 83,600円(国直接支払)  
◇対象面積 2.09ha

**畜産**

乳用牛については、優良な後継牛の確保等による収益性の向上や酪農ヘルパーの利用促進による労働環境の改善など、経営の安定を図りました。  
また、肉用牛については、牛の品質向上による生産性の向上を図りました。

〔実施事業〕

- 酪農ヘルパー推進事業  
酪農者の負担軽減を図るため、酪農ヘルパー利用料の一部を補助し、利用促進に努めました。  
◇利用戸数 7戸 ◇交付額 506,188円

- 黒毛和種品質向上推進事業（黒毛和種繁殖基礎雌牛導入事業・黒毛和種優良精液推進事業）  
福島産和牛の品質向上を図るため、黒毛和種繁殖基礎雌牛及び優良精液の購入費用に対し補助金を交付しました。  
◇利用戸数 延べ16戸 ◇交付額 1,037,800円

- 酪農振興対策事業（受精卵移植推進事業ほか）  
資質の高い子牛の生産により、優良な後継牛を確保するとともに、農家の個体販売収入の増加を図るため、乳用牛の受精卵移植費用等に対し補助金を交付しました。  
◇交付件数 4件 ◇交付額 1,168,333円  
◇利用戸数 延べ9戸

**飼料作物**

自給飼料の生産拡大と水稻農家の所得安定を図るため、自家利用または畜産農家などへ供給するための飼料作物の水田への作付けに対し交付金を交付しました。

〔実施事業〕

- 経営所得安定対策等事業  
農家の所得安定のため、自家利用及び販売目的で対象の作物に転作した農家へ対し交付金を交付しました。  
【戦略作物助成】  
◇交付件数 17件  
◇交付額 2,835,000円(国直接支払)  
◇対象面積 8.10ha  
【産地交付金】  
◇交付件数 2件  
◇交付額 36,400円(国直接支払)  
◇対象面積 0.91ha

- (5) ICT等を活用した農業の推進  
「稼げる農業」実現のため、省力化や生産力向上につながるスマート農業の推進を図りました。

〔実施事業〕

- スマート農業実装支援事業  
市内でスマート農機具を導入する農業者に経費の一部を補助しました。  
◇補助件数 38件

(6) 農林業振興基金の活用

発電事業者からの寄附金を原資とした農林業振興基金を活用し、農林業の健全な発展に資する事業を支援することにより、地域課題の解決を図りました。

〔実施事業〕

▶ 地域でつくる農林業振興基金事業

農業者団体等からの提案に基づき実施する、地域の課題を解決するための取組みを支援しました。

◇補助件数 11件

(2) 農業保険への加入促進

各種農業保険への加入により市内農業者の経営安定を図るため、収入保険の保険料や果樹共済の掛け金の一部を助成しました。

(単位：人)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農業保険(注1) 加入者数	659	666	900	2.9%

(注1) 収入保険及び果樹共済

〔実施事業〕

▶ 農業経営安定化支援事業 (P.9 参照)

(3) 農産物のブランド化の推進

年間を通して様々なくだものを楽しめる本市ならではの特性を生かし、「くだものの宝宝箱」というブランドイメージの醸成や知名度の向上を図るため、各種イベントや量販店、市場等でくだものPRを実施しました。

〔実施事業〕

▶ F-BOX活用推進事業

少量多品目の詰め合わせ商品など、一度に多くの品目を楽しめるアソートBOXを作成し、くだものの消費拡大を推進するとともに、贈答用パッケージとしての活用を促すことで、「くだものの宝宝箱 ふくしま市」のブランド化を図りました。

◇F-BOXの作成

・贈答用2種 計4,500枚

◇市主催イベント等での活用

- ・トップセールス
- ・福島市企業立地セミナー
- ・道の駅ふくしま 桃まみれ、ももてなしフェア
- ・農業後継者連絡協議会 市役所販売会

▶ 果実消費拡大事業 (P.33 参照)

▶ ふくしまの農産物魅力アップ事業 (P.33 参照)

2 農業経営の安定化

(1) 経営安定対策等の活用促進

米・麦・大豆等については、需要に応じた生産と水田農業全体としての所得向上により農業経営の安定化を図るために、経営所得安定対策や水田活用の直接支払交付金への加入を推進しました。

青果物については、価格の著しい下落時に補償金を交付することで農業経営の安定化を図るために、青果物価格補償事業を推進しました。

原油価格・物価高騰による影響を受けた農業経営の安定化を図るため、支援しました。

〔実施事業〕

▶ 経営所得安定対策等事業の推進

経営所得安定対策等への加入促進のため、関係機関・団体と連携し、各地区で加入申請相談会を実施し、事業を推進しました。

◇加入相談会 9カ所 ◇申請者数 214人

▶ 青果物価格補償事業

青果物価格の著しい低落があった場合に、生産者に補償する制度を準備し経営安定に努めました。令和6年度は、福島県青果物価格補償協会による補償交付金の交付が行われましたが、交付金額が繰越額等の範囲内であったため、本市の負担金支払いはありませんでした。

▶ 炭々まで枝活用推進事業

果樹の剪定枝を有効活用する取り組みを推進するため、果樹販売農業者等に対し炭化器等の購入費用を支援しました。

◇交付件数 37件 ◇交付額 1,717,000円

▶ 脱炭素設備導入支援事業

高騰する電気料金の負担軽減、売電による農業経営安定のため、農業用・売電事業用の太陽光発電設備の導入を支援しました。

◇交付件数 2件 ◇交付額 480,000円

### 3 6次産業化の推進

- (1) 地域の特性を活かした新たな製品の研究開発の支援  
 農業者や他産業者の商品開発に向けた取組への支援及び製造・販売などを促進する機会を提供しました。

(単位：個)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
市産農畜産物を使用した新規6次化商品数	(注1) 29	(注2) 68	(注3) 75	84.8%

・各年度3月31日現在

(注1) 平成30～令和2年度の累計

(注2) 令和3～6年度の累計

(注3) 令和3～7年度の累計

〔実施事業〕

- 地域6次産業化推進事業
  - ◇6次化相談員の配置
  - ◇6次化アドバイザーの配置
- 四季の里の運営管理 (P.29参照)

- (2) 農産物加工施設の活用

四季の里内の農産物加工館を活用し、新たな6次化商品や加工技術の開発等を行う農業者等に対し、専門のスタッフを配置し、支援を行いました。

〔実施事業〕

- 四季の里の運営管理 (P.29参照)

### 第3節 農村環境の保全・活用に関して講じた施策

#### 1 農村環境の保全

- (1) 農村・里山の有する多面的機能の維持・発揮  
 地域ぐるみで農地・農業用水などの資源の適切な保管理を行う活動組織を支援しました。

(単位：ha)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
多面的機能支払交付金対象面積	2,363	2,323	2,400	0.0%
中山間地域等直接支払交付金対象面積	579	629	600	100.0%

〔実施事業〕

- 多面的機能支払交付金事業
 

多面的機能支払交付金事業の対象となる活動を行った組織に対し、交付金を交付しました。

  - ◇組 織 数 46組織
  - ◇交付対象面積 2,323ha
  - ◇組織構成員数 個人加入 5,483人、団体加入 132団体
  - ◇交 付 額 145,135,162円
- 中山間地域等直接支払交付金事業
 

農業生産活動などを通じ、中山間地域等における耕作放棄地の発生防止及び農用地の保全、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動を行う協定締結集落などに対し、交付金を交付しました。

  - ◇交付件数 64件、参加農家数 1,212戸、交付対象面積 629ha
 

〔うち集落協定 55件、	〃	1,203戸、	〃	555ha
〔うち個別協定 9件、	〃	9戸、	〃	74ha

    - ・集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数
    - ・個別協定の参加農家数は、協定認定者数
  - ◇交 付 額 68,956,539円



中山間地域直接支払交付金事業の対象圃場

▶ 環境保全型農業直接支払交付金事業

農業環境を維持するため、化学肥料や化学農薬を削減した施肥技術、防除技術の普及を図り、環境保全型農業を促進しました。

- ◇交付件数 4件、 交付額 2,502,400円
- ◇対象面積 32.4ha

▶ 農地等利用最適化推進事業 (P.16、26 参照)

▶ 田んぼダム事業

近年頻発する豪雨による災害を軽減・防止するため、松川町水原地区で田んぼダムの取組みを拡大するとともに、新たに大波、山口地区においても取組みを開始しました。

- ◇事業費 19,847,600円
- ◇取組面積 56.4ha



田んぼダムに取組む圃場の様子

(2) 耕作放棄地の発生防止と再生

農地の現地確認を実施し遊休農地の実態把握に努め、耕作再開や保全管理など遊休農地の利用増進に向けた指導を行うとともに、遊休農地の解消や農地の活用を促進するための事業支援を行いました。

(単位：ha)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
遊休農地面積	561	354	540	100.0%

・農地法第30条に基づく利用状況調査

〔実施事業〕

▶ 遊休農地等再生対策支援事業

遊休化した農地の活性を促進するため、作物生産等を再開するための再生作業等に対し、必要な経費を支援しました。

- ◇再生面積 70a
- ◇事業費 1,692,000円

▶ 農地等利用最適化推進事業

現地確認を実施し、遊休農地の利用増進に向けた指導を行いました。

- ◇指導件数 236件
- ◇指導面積 53ha

▶ 樹園地継承事業

受け手を希望する樹園地の登録を行い、成木園を求める農業者とのマッチングを行いました。

- ◇登録件数 8筆
- ◇マッチング件数 2筆

▶ 多面的機能支払交付金事業 (P.24 参照)

▶ 中山間地域等直接支払交付金事業 (P.24 参照)

(3) 有害鳥獣被害対策の実施

農家経営の安定を図るため、関係機関との連携のもと、サル、イノシシ、カラスなどによる被害の軽減を目的とする有害鳥獣被害対策事業を推進しました。

(単位：千円)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
農作物被害額	26,505	23,956	22,997	72.7%

・各年度3月31日現在

・対象鳥獣はニホンザル、イノシシ、カラス

(単位：m)

指 標	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
侵入防止柵 設置距離	(注1) 388,202	(注2) 59,067	(注3) 450,000	0.0%

(注1) 平成28～令和2年度の累計

(注2) 令和3～6年度の累計

(注3) 令和3～7年度の累計

〔実施事業〕

▶ 有害鳥獣被害対策事業

- ◇福島市有害鳥獣被害対策協議会の設置
- ◇県やJ A、猟友会など関係機関と連携した被害対策事業の実施
- ◇鳥獣被害対策専門員の配置 (6人)
- ◇有害鳥獣対策専門職員の配置 (2人)

➤ 鳥獣被害対策実施隊事業

- ◇実施隊設置 隊員数 232人(R6年度当初)
- ◇実施隊の定例活動 活動回数 7回、参加者数 延べ531人
- ◇実施隊の緊急出動(有害鳥獣の捕獲・駆除) 出動回数 29回、出動人数 延べ92人

➤ 侵入防止柵整備事業

- ◇電気柵整備事業(市単)
- 設置件数 84件(新規12件、補修72件)
- 設置距離 2,360m

➤ 捕獲対策事業

- ◇イノシシ 1,079頭

<内訳>

- ・有害捕獲、狩猟捕獲 575頭
- ・専門員捕獲 88頭
- ・県指定管理捕獲 416頭

- ◇ニホンザル 119頭

➤ 野そ駆除事業

事業主体であるJAふくしま未来に一斉駆除のための薬剤費として、補助金を交付しました。

- ◇交付額 446,000円

(4) 農業水利施設の長寿命化対策

老朽化が進行している基幹的な農業水利施設の長寿命化を図ることにより施設の有効活用を図りました。

[実施事業]

➤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

松川町熊ノ田地区では、老朽化した3箇所の取水堰を1箇所に統合する工事が県営事業で行われ、堰の統合により不用となった旧堰2基の撤去工事を実施しました。

- ◇事業費 40,860,100円

➤ 緊急自然災害防止対策事業

老朽化等により施設の劣化が著しい普通河川について、予防保全の考え方に基づき施設の保全を図るため、測量設計及び護岸、排水路の整備を行いました。

- ◇護岸整備 仁井田古荒川(こあらかわ)
- ◇排水路整備 荒井茂田川支流(もだかわしりゅう)ほか2地区
- ◇事業費 23,240,800円

(5) ため池の防災減災対策の推進

堤体からの漏水が確認されている防災重点農業用ため池について、県営事業にて堤体改修に向けた実施設計等を行いました。

[実施事業]

➤ 農村地域防災減災事業

山口高谷沼地区において、県営事業にて防災重点農業用ため池高谷沼(こうやぬま)の堤体改修に向けた実施設計等を行いました。

- ◇事業費 2,997,000円

2 農村環境の活用

(1) 中山間地域の振興

耕作放棄地の増加などが懸念されている中山間地域において、多面的機能確保する観点から農業生産が維持されるよう、中山間地域等直接支払交付金事業を実施しました。

[実施事業]

- 中山間地域等直接支払交付金事業(P.24参照)

(2) 農村交流促進

緑豊かな自然環境や良好な景観など、多様な地域資源を有する農村への評価や期待が高まっていることから、荒川区をはじめ交流都市や交流団体との農業体験や農業をテーマとした交流事業を行いました。

また、わいわい市民農園や個人の農地を活用し、農家との交流や農業体験など、農業に触れ、理解を深める機会を提供しました。

[実施事業]

- 週末ファーマー体験講座(P.12参照)
- 「わいわい市民農園」栽培講習会(P.12参照)
- 市産農産物安全安心発信事業(福島市×荒川区 風評払拭ツアー)(P.37参照)

(3) 農業と観光の連携

四季の里の農産物直売所や吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」などの機能を活用し、農産物や観光施設の情報などを観光客に提供するとともに、四季折々の農産物の提供やイベントにより、本市のPRと消費拡大の推進を図りました。

[実施事業]

- 吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」の管理運営
- 吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」の管理運営を行うことにより、農業と観光などの連携による地域の活性化を図りました。

また、本市の温泉地や観光施設をはじめ農産物直売所や観光農園の情報提供により、本市のPRと農産物の消費拡大の推進を図りました。

- ◇入館者数 162,911人



休憩施設内観



休憩施設外観

▶ 四季の里の運営管理

四季の里内の農産加工館において、本市産農産物を活用した加工品の開発支援をするとともに、農村いちばで本市産農産物と加工品の販売機会を提供しました。



農産加工館



農村いちば

(4) 農村の新たな価値の創出と活性化

農村の有する田園や里山、緑豊かな自然環境や景観などの豊かな地域資源を活用した農村の活性化に努めました。また、自然環境との調和を保ちながら、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーなどの新たな価値の創出に努めました。

農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大の推進に関して  
第4節 講じた施策

1 農産物の安全性の確保と品質保持

(1) 病害虫の防除等による農産物の品質保持

病害虫の防除に向け、薬剤散布などの「化学的防除」に対する取組みを支援しました。また、関係機関と連携し気象災害に関する情報提供を通じて農作物被害の未然防止に努めました。

〔実施事業〕

▶ モモせん孔細菌病防除事業

近年の異常気象によりモモせん孔細菌病の感染拡大が懸念されることから、令和7年度の発生・感染を防ぐため、秋季防除にかかる薬剤購入経費の一部を補助しました。

◇交付額 2,705,000円

▶ 凍霜害対策事業

ふくしま未来農業協同組合（福島市防霜対策地区本部）が行う防霜観測システムの更新費用の一部を補助しました。システムの更新により、温度観測データの公開、防霜資材への点火報告（農家）、観測結果の記録（本部）等の防霜対策にかかる一連の作業のICT化が実現し、農家の利便性の向上及び気候変動に対応した持続可能な農業の振興を図りました。

◇交付額 2,865,000円

(2) 農産物に関する情報提供

農産物や本市農政に関する各種支援事業を発信するとともに、その時々話題や注意喚起などの周知に努めました。

〔実施事業〕

▶ 農政だよりの発行

本市農政全般にわたる情報をはじめとして、市産農産物のPR活動や放射性物質検査の情報、鳥獣被害対策等の各種支援事業などの情報を提供しました。

◇発行月 5月、9月、1月（年3回）

▶ 農業行政情報等発信事業（P.10参照）

▶ 放射線対策ニュースによる情報提供

放射性物質による農産物への影響状況を正しく判断していただくため、出荷・販売を目的とする市産農産物（園芸品目）の放射性物質の自主検査結果等について情報提供しました。



【農政だより 令和6年9月号】

(3) GAP認証取得等の促進

JGAP指導員の資格を取得した職員が、GAPの取組を進めたい生産者に対し、現地指導会を実施することで、第三者認証GAPの取得促進を図りました。

〔実施事業〕

- ▶ 第三者認証GAP取得等促進事業 (P.10 参照)

(4) 放射性物質検査等の放射線対策

本市産農産物の安全性の確保と消費者の信頼回復を図るため、JAふくしま未来をはじめとする農業関係団体と連携し、「福島市地域の恵み安全対策協議会」による農産物の徹底した放射性物質検査を実施しました。

さらに、生産者や消費者に対し、その検査結果や国、県などの関係機関から得られた正確な情報を提供しました。

〔実施事業〕

▶ 米のモニタリング検査

福島県による米のモニタリング検査を実施しており、円滑な検査が出来るよう福島県との連絡調整を図るとともに、検査の日程や結果の情報提供に努めました。

◇検査件数 3検体  
(市町村単位で玄米3点抽出)

※すべて測定下限値(10Bq/kg)未満

▶ 園芸品目の自主検査

出荷及び販売を目的とした野菜やくだものなどの園芸品目において、生産農家を対象に放射性物質のモニタリング検査を行い、安全なものを流通させ、風評の払拭と消費者の信頼回復に努めました。

◇検査品目 174品目(くだもの・野菜等)

◇検査件数 6,743件

(うち測定下限値[20Bq/kg]未満 6,737件)



モニタリングセンター



モニタリング検査機器

〔実施事業〕

▶ 放射性物質吸収抑制対策事業

土壌中に蓄積した放射性物質の吸収抑制を目的とし、農家へ吸収抑制資材等の支給や果樹改植事業に対し支援しました。

◇カリ肥料散布の実施面積

米(震災後初めて作付した水田) 0.516ha

牧草 18.46ha

◇果樹改植の実施面積

6.37ha

2 気候変動への対応

(1) 環境保全型農業の推進

気候変動による病害虫の頻発や栽培適地の移動などの影響を最小限にとどめるため、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用することにより、環境保全型農業に取り組む農業者を支援しました。

(単位：a)

指 標	令和元年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
環境保全型農業 直接支払交付金 対象面積	4,672	3,241	5,500	0.0%

・各年度3月31日現在

〔実施事業〕

- ▶ 環境保全型農業直接支払交付金事業 (P.25 参照)

(2) 気候変動に対応した栽培管理技術等の導入

気候変動に伴う栽培環境の変化に農業者が対応できるよう営農指導員による栽培管理技術指導を支援しました。また、気候変動により頻発する病害虫被害を軽減するための対策を支援しました。

〔実施事業〕

- ▶ 農業協同組合営農指導推進事業 (P.13 参照)

(3) 気候変動に対応した農業施設・設備の整備

施設園芸における燃油使用量の削減による温室効果ガスの排出抑制が期待できる設備導入に対して支援しました。

また、気候変動により大雨や猛暑など極端化する気象の影響から農産物を保護するため、品質保持に有効な施設導入を支援しました。

〔実施事業〕

- ▶ 雨よけハウス等導入支援事業 (P.16 参照)

- 農地渇水・高温対策支援事業 (P.16 参照)
- 炭々まで枝活用推進事業 (P.21 参照)
- 脱炭素設備導入支援事業 (P.21 参照)

### 3 消費拡大の推進

#### (1) トップセールス等による農産物PRの推進

重点消費地や交流都市等への販売促進活動により、年間を通じた品目リレーが可能な本市のくだものを全国に向けてPRすることで、産地の知名度アップと消費拡大を図りました。



九州地区でのトップセールス



市場でのPR

#### 〔実施事業〕

- 果実消費拡大事業
- ふくしまの農産物魅力アップ事業

#### (2) 多様な販路確保・拡大

本市のくだもの・観光PRパンフレットを作成し、贈答用くだものに封入することにより宅配事業に取り組む農家の販路拡大を支援しました。

また、SNSを活用した情報発信を拡大するとともに、道の駅ふくしまや吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」、四季の里などで、四季折々の農産物、観光農園や直売所の情報を提供し、本市のPRと農産物の消費拡大を図りました。

#### 〔実施事業〕

- ふくしまの農産物魅力アップ事業 (P.33 参照)
- 吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」の管理運営 (P.28 参照)
- 四季の里の運営管理 (P.29 参照)

#### ➢ 米粉等利用拡大支援事業

食料安全保障の観点から、海外の情勢に影響を受けている小麦粉の代替原料として米粉等を活用した商品の開発及び生産を支援し、米粉等の利用拡大を図

りました。

◇交付件数 ①開発支援 3件 ②生産支援 3件

#### (3) 地元農産物への愛着を育む食育の推進

生産者と消費者の交流や「農」とふれあう機会を通して、地元農産物への愛着をはぐくみ、自然の恩恵、食の大切さへの理解を深めるための食育を推進しました。

(単位：%)

指 標	令和元年度 (基準年度)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標年度)	達成率
学校給食自給率	42.0	41.6	50.0	0.0%

・各年度3月31日現在

#### 〔実施事業〕

##### ➢ わいわい市民農園の管理運営

農作業を通じて市民の皆さんが、自然に親しみ、農業に対する理解を深めていただくため、管理運営を行いました。

◇市民農園貸出数 95人(95区画)

◇体験農園 (植付)利用団体 23園(幼稚園等)、延べ487人  
(収穫)利用団体 23園(幼稚園等)、延べ507人

##### ➢ 農業ふれあい体験事業

市内の親子を対象に、作物の生育環境や生育に適した地域の特性、農作業の工程や必要性など、体験しながら学び、食の大切さや農業への理解を深めていただくため、体験事業を実施しました。

◇農業体験 3回、参加者数 延べ親子21組47人



りんごの葉摘み作業



りんごの収穫

➤ 「福島市食育推進計画」の推進

本市と関係機関が一体となって「福島市食育推進計画」のもと食育を推進しました。

〔計画における農政に関する事業〕

- ・わいわい市民農園の管理運営 (P.34 参照)

➤ 市産農畜産物等契約希望者登録制度

福島市立小・中・特別支援学校、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産農畜産物等の使用を拡大することで、子どもたちの地産地消への意識を高め、地域に対する愛着の気持ちを醸成し、また地元生産者の活力発揮、農業の振興に寄与することを目的として、給食で使用する市産農畜産物等を提供して下さる市内生産者を登録する制度を実施しました。

◇福島市産農畜産物等契約希望者登録者 2件

(4) 風評払拭に向けた取組み

放射性物質の検査体制を継続し、消費者へ正確な情報を発信することにより、本市産農産物の安全性をアピールしました。

また、市産農産物の消費拡大事業等各PR事業の拡大やパンフレットの作製、福島駅前軽トラ市等のイベントの実施などにより、市産農産物の安全性を積極的にPRし、福島ブランドのイメージ回復と向上、風評払拭に努めました。

〔実施事業〕

➤ 安全安心くだものPRパンフレットの作製・配布

本市産農産物についての市長からのメッセージ、放射性物質検査の情報等を掲載したパンフレットを農家の方へ配布し、贈答用の箱に入れ、消費者へお届けするなど、風評の払拭に努めました。

◇作製数 124,500部



2024 安心安全くだものPRパンフレット

➤ 「福島駅前軽トラ市」開催事業

軽トラックの荷台等で本市産の野菜やくだもの、農産物を加工した6次化商品等の対面販売を行い、消費者等への直接販売を通じて本市産農作物の安全性と質の高い美味しさをPRしました。

また、阿武隈川流域連携町村やふくしま田園中枢都市圏構成市町村と連携して農産物のPRを行いました。

◇開催日

- 8月25日(日) 出店数10店舗 (来場者数5,141人)
- 9月22日(日) 出店数15店舗 (来場者数3,115人)
- 10月27日(日) 出店数12店舗 (来場者数6,265人)

11月24日(日) 出店数14店舗 (来場者数5,362人)

◇開催時間 10:00~15:00

◇会場 福島駅前通り



令和6年度の様子

➤ 「Web福島駅前軽トラ市」開催事業

生産者の顔や取扱い商品を紹介し、福島駅前軽トラ市に来場いただけない方も生産者が所有するオンラインショップから直接商品を購入できるウェブサイトを作成し、本市産農産物の販売促進及び販路拡大を図りました。



◇開催期間 4月1日~3月31日

◇出店数 31店舗

◇アクセス数 30,037件

➤ 食と放射能に関するアンケート調査事業

本市の放射性物質に対する検査体制などの状況等を産地から直接消費者に対して提供し、かつアンケート調査をおこなうことで消費者が抱える不安や疑問だけでなく理解度を具体的に把握し、今後の風評払拭に繋がりました。

◇実施期間 6月~12月 (回答数25件)

▶ 市産農産物安全安心発信事業(福島市×荒川区 風評払拭ツアー)

荒川区との友好都市協定を活用し、荒川区在住の方を対象に風評払拭を目的としたツアーを実施。除染や風評払拭の情報発信に取り組む施設の視察のほか、市内果樹園でのくだもの狩り取りや、地域団体協力のもと稲刈り体験への参加など、農業体験を通して、本市の農産物が安全・安心であることを発信し、風評払拭に努めました。

- ◇日 時 令和6年9月28日(土)～9月29日(日)
- ◇場 所 福島市内各所
- ◇参加人数 14名



市内視察の様子



稲刈り体験の様子

福島市農業・農村振興条例

平成十三年六月二十九日条例第三十一号

前文

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村の振興の基本方針（第六条）

第二節 農業及び農村の振興の主要施策（第七条—第十七条）

第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第十八条—第二十一条）

附則

福島市の農業及び農村は、吾妻、阿武隈両山系と阿武隈川など恵まれた自然にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより福島市の発展と地域社会の形成、さらには市民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料不足が危惧される一方で、農産物の輸入自由化や国内での人口減少などを要因とする食料の消費に関する構造の変化による農業経営の困難な状況などから、農業者の減少と高齢化及び耕作放棄地の増加を招き、さらには新たな環境問題の発生や気候変動など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本市の基幹的産業である農業を持続可能で魅力あるものとし、活力ある地域を築き上げるには、災害に強い農地整備に取り組むとともに、自然災害のリスクに備え、地理的、気候的特性さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域の特性を生かしながら、特色のある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究機関からの支援及び新技術の普及の充実を図り、農地経営の継承に資する多様な担い手や創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産性の向上や生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、環境と調和した農業を推進するとともに、農用地等の保全、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、市民一人一人が農業に対する認識を共有するとともに、広く市内外への周知に努めながら地域農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島市の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民に対する食料の安定供給を図り、もって環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立及び豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農業は、その有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 4 条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性に鑑み、人口減少に伴う農業者の減少、気候変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の生産性の向上、農産物の付加価値の向上及び農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興及び活性化が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(市の責務)

第三条 市は、農業及び農村の振興に向け、地域の特性に配慮しながら、国、県、農業者及び農業団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、国及び県に対して農業及び農村の振興に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(農業者及び農業団体の努力)

第四条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の安定的な供給を図り、自給率の向上に努めるとともに農村及び地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、農業及び農村について理解を深め、農業に対する認識を広く共有するとともに、農産物の消費に際し、環境への負荷の低減に資する農産物の選択に努めることによって、地域農産物の消費者として、その農産物の持続的な供給に寄与しつつ、その消費及び利用の促進を図ることにより農業及び農村の振興に協力するものとする。

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村の振興の基本方針

(基本方針)

第六条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料の安定供給及び健全な食生活の確立を図ること。
- 四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立及び林業との連携を図り、農業の社会的機能の啓発に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第二節 農業及び農村の振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第七条 市は、農業後継者をはじめとする農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農業者及び農業の新たな担い手に対し、生産技術の習得及び向上並びに経営管理能力の向上に必要な教育、研修及び伴走支援の充実その他の措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第八条 市は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報利用の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(優良農地の確保)

第九条 市は、農業生産性の向上を図るため、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、耕作放棄地の抑制及び利用その他必要な措置を講ずるものとする。

(優良品種の検討)

第十条 市は、農産物の生産性及び品質の向上を図るため、試験研究機関及び大学等との連携により、優良品種の検討を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の推進)

第十一条 市は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(産地銘柄の確立及び農業関連産業との連携強化)

第十二条 市は、農産物の付加価値の向上及び創出、広域的集荷体制の強化並びに販路の拡大を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 農業生産工程管理の取組の推進による高い品質を有する品種の導入の促進及び品種改良の支援
- 二 産地銘柄の確立
- 三 食品製造業その他農業に関連する産業との連携強化の促進
- 四 学校給食、観光及び外食産業への地場農産物の利用拡大
- 五 流通体制の整備

(環境と調和した農業の推進)

第十三条 市は、環境と調和し、持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び農業の自然循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるとともに、有機農業その他の化学的に合成された肥料及び農薬等を低減した農業の推進並びにその農産物の認証に係る理解の促進等に必要施策を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第十四条 市は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動及び都市と農村との交流の促進並びに農業に関する体験学習の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第十五条 市は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、農業生産基盤及び生活環境を一體的に整備するとともに、地域資源を活用した農業と他の産業との複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮に関する市民理解の促進)

第十六条 市は、農業及び農村の有する多面的機能が発揮されるよう、情報の提供、学習の機会の

充実その他市民理解の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(女性の活躍の推進)

第十七条 市は、女性の農業及び農村における活躍を推進するため、女性農業者の経営、女性の地域活動への参画及び連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(農業団体との連携強化)

第十八条 市は、持続的に発展する農業の実現を図るため、主要施策の実現に当たっては、農業団体との連携を強化し、その活動に必要な支援に努めるものとする。

### 第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進

(基本計画の策定)

第十九条 市長は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとし、必要に応じ見直しを行うものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、福島市農業振興審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、第1項の規定により基本計画を策定したときは、これを議会に報告しなければならない。

(先端的な技術等を活用した生産性の向上)

第二十条 市は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入の促進に努めるものとする。

(農地の保全に資する共同活動の促進)

第二十一条 市は、農業者その他の農村と関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動(以下この条において「共同活動」という。)が、地域の農業生産活動の継続及び多面的機能の発揮に寄与し、農地経営に重要な役割を果たしていることに鑑み、共同活動の促進に必要な情報通信技術を含む施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第二十二条 市長は、毎年、議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

(財政上の措置)

第二十三条 市は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第二十四条 市は、農業及び農村の振興に対する市民理解の促進のため、市民に対する農業、農村及び地産地消並びに食文化の維持保存に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年9月30日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。